

菊水苑デイサービスセンター運営規程
指定通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業 通所介護相当サービス

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人成和会が設置する菊水苑デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護[介護予防・日常生活支援総合事業 通所介護相当サービス（以下「通所介護相当サービス」という。）]事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の「看護職員」、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護[通所介護相当サービス]従業者」という。）が、要介護状態[要支援状態]の利用者に対し、適正な指定通所介護[通所介護相当サービス]を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護[通所介護相当サービス]の提供にあたっては、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定通所介護〔通所介護相当サービス〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
- 6 前5項のほか、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（大阪府条例第115号）、各市町村の定める、[介護予防・日常生活支援総合事業]の規定の内容を遵守し、事業を実施するものとする。
- 7 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 菊水苑デイサービスセンター
- 2 所在地 大阪府南河内郡河南町大字加納元南17番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名(常勤、特養施設長と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- 2 生活相談員 2名(常勤2名、うち1名介護職と兼務)
事業所に対する利用の申し込みに係る調整、他の従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所介護[通所介護相当サービス]計画の作成等を行う。
- 3 介護職員 6名(常勤4名(うち1名生活相談員と兼務)、非常勤2名)
利用者の日常生活の支援をし、特に入浴送迎等の支援を行う。
- 4 看護職員 5名(常勤1名特養看護職と兼務、非常勤4名特養看護職と兼務)
利用者の健康管理、医療との連携支援を行う。
- 5 機能訓練指導員 7名(通所介護専属非常勤2名、常勤1名特養看護職と兼務、非常勤4名特養看護職と兼務)
日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3 サービス提供時間 午前9時00分から午後17時00分までとする。

(通所介護[通所介護相当サービス]の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日 25人とする。

(通所介護[通所介護相当サービス]の内容)

第7条 通所介護[通所介護相当サービス]の内容は、次のとおりとする。

- 1 食事の提供
- 2 入浴サービス
- 3 送迎サービス
- 4 介護サービス(排泄の介助、移動・移乗の介助、見守り等)
- 5 機能訓練
- 6 健康チェック
- 7 アクティビティの実施
- 8 相談、援助等

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。

2 通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、市町村の定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、市町村の定める額の支払いを受けるものとする。

3 第9条の通常の事業の実施地域を超えて行う通所介護【通所介護相当サービス】に要した交通費は、その実費を徴収する。

4 食費 700円

5 オムツ代（実費）

6 前項に掲げるものの他、通所介護[通所介護相当サービス]の提供に当たって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。

7 第1項から第5項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、河南町・千早赤阪村・富田林市・太子町（通所介護相当サービスは除く）の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者は通所介護[通所介護相当サービス]の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 1 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- 2 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- 3 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

（緊急時等における対応方法）

第11条 通所介護[通所介護相当サービス]を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第12条 事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- 1 消火、通報及び避難の訓練(年二回)
- 2 消防設備、施設等の点検及び整備

- 3 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 4 その他防火管理上必要な業務
- 5 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理及び従業者の健康管理等)

- 第13条 事業所は、通所介護[通所介護相当サービス]に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。
 - 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(個人情報保護)

- 第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(秘密保持等)

- 第15条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

- 第16条 管理者は、提供した通所介護[通所介護相当サービス]に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第17条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症はや非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第20条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等の連携及び協力を行う等の地域等の交流に努めることとする。

- 2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して通所介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても通所介護相当サービスの提供を行うよう努めるものとする。

(身体拘束)

第21条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第21条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年3回

2 事業所は、適切な通所介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 従業者は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。

4 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、サービス決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。

5 事業所は、通所介護に関する記録を整備し、そのサービスを完結した日から最低5年間は保存するものとする。

6 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人成和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

この規程は、平成22年3月1日より施行する。

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

この規程は、平成25年11月1日より施行する。

この規程は、平成27年8月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

この規程は、令和4年6月1日より施行する。

この規程は、令和6年2月1日より施行する。

この規程は、令和6年9月1日より施行する。